

10月の市民相談

- 相談は全て無料です。相談日が祝日と重なった場合は原則としてお休みです。
- 問合せ先に電話番号の記載のないものは西尾市役所（☎56・2111）へ。
- 市役所の市民課・収納課・子ども課・福祉課にはポルトガル語を話せる職員（臨時職員）がいます。

No dep. de registro civil, coletoria municipal, dep. infantil, dep. de assistência social, trabalham funcionários que compreendem o idioma português.

相談	日	時	場所	主な相談内容	問合せ先
年金相談	10月10日(水)	午前10時～正午	市役所多目的室BCDE	厚生年金・国民年金について。※受け付け状況により、相談時間終了前でも受け付けを終了する場合があります。	保険年金課国民年金担当
	・19日(金)	午後1時～3時	市役所多目的室BCDE		
	・24日(水)	※受け付けは午前8時	吉良支所第1会議室		
	・30日(火)	30分から。	市役所多目的室BCDE		
行政評価苦情申立	10月1日(月)・22日(月)	午後1時30分～3時	市役所11相談室	市施策で申立人の利害に関する苦情	企画政策課行政評価委員会
消費生活相談	毎週月・木曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所11相談室 ※1日(月)・22日(月)の午後は市役所13相談室。	悪質商法や消費者トラブル、多重債務問題。※電話相談可。多重債務問題は面談のみ。	商工観光課商工観光担当
労働相談	10月16日(火)	午後1時～4時	市役所11相談室	労働条件、解雇、賃金などの労働問題	商工観光課商工観光担当
登記相談	10月10日(水)	午後1時～4時	市役所11相談室	土地などの売買や相続など	市民課窓口担当
市民特別法律相談	10月2日(火)	午後1時30分～4時	市役所11相談室	法律的専門知識を有する相談。※予約制で各5人まで。予約は9月18日(火)から市民課窓口担当へ。	市民課窓口担当
	・6日(土)		寺津ふれあいセンター		
	・9日(火)		市役所11相談室		
	・11日(木)		一色支所第1会議室		
	・18日(木)		幡豆支所第2会議室		
	・25日(木)		吉良町公民館会議室2		
司法書士法律相談	10月12日(金)	午後1時30分～4時	市役所11相談室	紛争の目的の価格が140万円以下の民事相談。※予約制で5人まで。予約は9月18日(火)から市民課窓口担当へ。	市民課窓口担当
行政相談	10月12日(金)	午前10時～正午	市役所11相談室 一色支所第1会議室	行政全般に対する苦情や要望	市民課窓口担当
外国人相談 Consulta para estrangeiros	10月5日(金)・19日(金) Dias 5 e 19 de outubro (sexta-feira)	午後1時～4時 13h às 16h	市役所11相談室 11 Soudan-shitsu	スペイン語、ポルトガル語、英語による生活上、行政上の相談 Consultas gratuitas para estrangeiros com problemas na vida diária em espanhol, português e inglês	市民協働課市民協働担当 Seção de Trabalhos Comunitário
こころの健康相談	10月2日(火) ・18日(木)	午後1時～5時	吉良保健センター 西尾市保健センター	心の悩みを抱える方やその家族からの相談。※予約制。予約は電話で各問合せ先か福祉課自立支援担当へ。	西尾市保健センター(☎57・0661)、吉良保健センター(☎32・3001)
育児・虐待相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	就園前のお子さんの発達や、育児全般、児童虐待について。※電話相談可。	家庭児童支援課要保護児童担当(☎56・3113)
DV相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	配偶者などからの暴力に関する相談。※電話相談可。	家庭児童支援課DV相談担当(☎56・3113)
市税夜間納税相談	10月18日(木)	午後6時～8時	市役所収納課	市税の納税に関する相談(夜間)。納税も可	収納課徴収担当
市税納税相談	10月28日(水)	午前8時30分～正午	市役所行政情報コーナー	市税の納税に関する相談。納税も可	収納課徴収担当
人権相談	10月5日(金)	午後1時30分～4時	吉良町公民館会議室2	いじめ、嫌がらせ、虐待、差別、セクハラ、DVなどの日常生活における心配ごとや悩みごと	市民課窓口担当
	・19日(金)	※受け付けは午後3時30分まで。	幡豆いきいきセンター		
人権法律相談	10月12日(金)	午後1時30分～4時	一色支所第1会議室	主な相談内容は上記の人権相談と同じ(弁護士同席)。※予約制。予約は各開催日の前日までに電話で名古屋法務局西尾支局(☎57・2622)へ。	市民課窓口担当
	・20日(土)		総合福祉センター		
児童相談	日曜日・祝日を除く毎日	午前9時～午後4時 ※土曜日は正午まで。	市役所家庭児童支援課 ※6日(土)は会議棟第1会議室。ほかの土曜日は多目的室A。	児童の性格や家族関係、学校生活などの電話・面接相談(予約可)。	家庭児童支援課児童相談担当(☎56・0324)
児童巡回相談	10月4日(木) ・11日(木) ・25日(木)	午前10時～午後3時	吉良保健センター 総合福祉センター相談室 総合福祉センター相談室	療育手帳の新規交付・再判定に関する事。事前に予約が必要	西三河福祉相談センター(☎0564・27・2779)
母子家庭相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	母子家庭の困りごとや自立生活に関する事	家庭児童支援課母子担当
内職相談	毎週金曜日	午前10時～午後3時	総合福祉センター相談室	内職の紹介と事業所の登録	福祉課社会福祉担当
知的障害者相談	毎月第2水曜日	午前9時～正午	総合福祉センター相談室	知的障害者と家族の困りごと	福祉課障害者福祉担当
身体障害者相談	毎月第1・第4月曜日	午前9時～正午	総合福祉センター相談室	身体障害者と家族の困りごと	福祉課障害者福祉担当
結婚相談	毎週火曜日と毎月第1・第3日曜日	午後1時～3時	総合福祉センター相談室	結婚相手の紹介。※申込金500円と写真2枚が必要。	市社会福祉協議会総務課(☎56・5900)
児童・生徒心配ごと相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後4時	働く婦人の家 一色健康センター	児童・生徒の心配ごとや小学校入学に関する悩みごとなど。※面接相談可。	児童・生徒支援センター(☎57・0555/☎73・4572)
育児相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	子育て支援センター(ハツ面保育園内)	就学前のお子さんのしつけ、生活習慣、心配ごとなど	子育て支援センター(☎57・2602)

※西尾警察署の「困りごと相談☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局の「人権相談☎57・2622(毎週水曜日・木曜日、午前10時～午後4時)」、西三河県民生活プラザの「法律相談☎0564・27・0800(西三河総合庁舎1階、毎週水曜日、午後1時～3時、要予約)」もご利用ください。